



# 茨城県報

第 1 2 2 7 号

平成13年 1月11日

木 曜 日

## 目 次

### 規 則

ページ

児童虐待の防止等に関する法律第9条第1項に規定する証票を定める規則（児童福祉課） ..... 2

### 告 示

介護機関の指定（厚生指導課） ..... 3

指定居宅サービス事業者の事業の廃止（高齢福祉課） ..... 4

指定居宅介護支援事業者の指定（高齢福祉課） ..... 4

平成12年度普通職業訓練短期課程（離転職者訓練）の追加訓練実施分に係る訓練科、

訓練生の定員及び訓練機関等（職業能力開発課） ..... 4

臨時種畜検査の実施（畜産課） ..... 5

漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間（漁政課） ..... 5

漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度（漁政課） ..... 5

道路の区域の変更（道路維持課） ..... 6

道路の供用の開始（4件）（道路維持課） ..... 6

都市計画の変更（4件）（都市計画課） ..... 7

土地区画整理組合の解散の認可（都市整備課） ..... 9

宅地建物取引業法の規定による業務の停止（建築指導課） ..... 9

土地改良事業の適当決定（土地改良事務所） ..... 10

土地改良事業変更計画に対する同意（2件）（土地改良事務所） ..... 10

換地計画の適当決定（2件）（土地改良事務所） ..... 10

### （選挙管理委員会）

選挙管理委員会第1回定例会の招集 ..... 11

### 公 告

茨城県公募公債償還の抽選（財政課） ..... 12

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告（生活文化課） ..... 12

家畜伝染病の発生及び転帰の報告（畜産課） ..... 13

地籍調査の成果認証（2件）（農村環境課） ..... 13

規 則

茨城県規則第 1 号

児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する証票を定める規則を次のように定める。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

児童虐待の防止等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する証票を定める規則

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第 9 条第 1 項に規定する証票は，別記様式によるものとする。

付 則

この規則は，公布の日から施行する。

別記様式

(表)

〔縦 9 センチメートル〕  
〔横 7 センチメートル〕

証 票	
第 号	年 月 日 発行
所 属 職氏名	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;">茨城県印</div>
<p>上記の者は，児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）の規定による 児童委員 児童の福祉に関する事務に従事する職員 であることを証明する。</p>	

(裏)

## 児童虐待の防止等に関する法律 (抜粋)

第9条 都道府県知事は、児童虐待が行われているおそれがあると認めるときは、児童委員又は児童の福祉に関する事務に従事する職員をして、児童の住所又は居所に立ち入り、必要な調査又は質問をさせることができる。この場合においては、その身分を証明する証票を携帯させなければならない。

2 略

---

 告 示
 

---

## 茨城県告示第12号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	コード	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
介護支援センターきらり	0870100856	水戸市城南 1 丁目 3 番32号	居宅介護 支援事業	株式会社イディア・ コーポレーション	平成12年 12月27日
ケアセンターきらり	0870100872	水戸市河和田町 1 丁目 1513番25	通所介護	株式会社イディア・ コーポレーション	平成12年 12月27日
メディカルウェルサービス株式会社 ヘルパーステーションかもめ	0870100880	水戸市三の丸 2 丁目 5 番 31号	訪問介護	メディカルウェルサー ビス株式会社	平成12年 12月27日
通所介護うしお	0870800240	龍ヶ崎市馴柴町 1 - 15 - 1	通所介護	医療法人 竜仁会	平成12年 12月27日
ライフサポート平賀	0871500088	北茨城市磯原町磯原 1630番地の77	居宅介護 支援事業 訪問介護	有限会社ライフサポ ート平賀	平成12年 12月27日
梅里ガーデンアクアピラディサービス	0873400303	久慈郡金砂郷町大字大平666	通所介護	湯喜温泉株式会社	平成12年 12月27日
グループホーム松栄荘	0873400311	久慈郡金砂郷町大字箕 911番地の 1	痴呆対応 型共同生 活介護	社会福祉法人サンピア	平成12年 12月27日

名 称	コード	所在地	サービスの種類	開設者	指 定 年月日
医療法人 威恵会 三岳荘 小松崎病院	0810610048	下館市中館69 - 1	居宅療養 管理指導 通所リハ ビリテー ション 短期入所 療養介護	医療法人 威恵会	平成12年 12月27日
牛尾病院	0810810564	龍ヶ崎市馴柴町 1 区15 - 1	通所リハ ビリテー ション 短期入所 療養介護 介護型医療 施設	医療法人 竜仁会	平成12年 12月27日

## 茨城県告示第13号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定に基づき、事業の廃止の届け出を受理したので、同法第78条の規定により告示する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	廃 止 年月日
ザ・ヒューマン株式会社	ヒューマン・ライフケア水戸	水戸市南町 3 - 4 - 14 明治生命水戸南町ビル13階	訪問介護	平成12年 12月31日

## 茨城県告示第14号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定に基づき、次のとおり指定したので、同法第85条の規定により告示する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類等	指 定 年月日
社会福祉法人水戸市 社会福祉事業団	居宅介護支援事業所あかつか	水戸市赤塚 1 丁目 1 番地	居 宅 介 護 支 援 事 業	平成12年 12月26日
特定非営利活動法人 はつらつ会	はつらつ会指定居宅介護支援事業所	猿島郡三和町尾崎3920	居 宅 介 護 支 援 事 業	平成12年 12月26日
医療法人 社団 善仁会	すーぶねっと在宅支援センター	鹿嶋市宮津台188 - 17	居 宅 介 護 支 援 事 業	平成12年 12月28日

## 茨城県告示第15号

平成12年 3月16日茨城県告示第310号で告示した平成12年度の普通職業訓練短期課程（離転職者訓練）について、追加訓練実施分に係る訓練科、訓練生の定員及び訓練期間等を次のとおり定める。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 訓練科，訓練生の定員及び訓練期間等

学院名	訓練の種類 訓練課程 区分	普通職業訓練			
		短期課程			
		訓練科名	定員	訓練期間	訓練開始月
茨城県立水戸 産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン基礎科	20人	1ヶ月	2月
		パソコン基礎科	20人	1ヶ月	3月
		介護サービス科	30人	2ヶ月	2月
茨城県立日立 産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン基礎科	10人	1ヶ月	2月
茨城県立土浦 産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン基礎科	40人	1ヶ月	2月
茨城県立三和 産業技術専門学院	施設外訓練	パソコン基礎科	20人	1ヶ月	2月

2 訓練対象者

訓練対象者は，公共職業安定所長の職業訓練受講指示又は職業訓練受講推薦を受けた求職者とする。

茨城県告示第16号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号並びに家畜改良増殖法施行規則第2条第2項の規定により，臨時種畜検査を次のとおり実施する。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

検査年月日	検査場所
平成13年 2 月16日	那珂郡大宮町 茨城県畜産センター肉用牛研究所

茨城県告示第17号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第8条第2項の規定に基づき，小型機船底びき網漁業のうち地方名称えび板びき網漁業及び機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定める。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

申請期間 平成13年 1 月15日から平成13年 1 月26日

茨城県告示第18号

茨城県海面漁業調整規則（昭和39年茨城県規則第87号）第25条第1項の規定に基づき，機船船びき網漁業のうちしらすひき網漁業の許可又は起業の認可をする船舶の隻数の最高限度を次のとおり改める。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 茨城県告示第19号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 荒川沖阿見線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野 1425番1地先から	旧	メートル	メートル	
		最大 47.5	2,658	
稲敷郡阿見町大字阿見字十力入 4515番15地先まで	新	最大 53.0	2,658	現道拡幅
		最小 20.0		

## 茨城県告示第20号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 荒川沖阿見線
- 2 供用開始の区間 稲敷郡阿見町大字荒川沖字鶉野1425番1地先から  
稲敷郡阿見町大字阿見字十力入4515番15地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 1月11日

## 茨城県告示第21号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路線名 県道 石岡常北線
- 2 供用開始の区間 石岡市府中3丁目1751番から  
石岡市石岡1844番2まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 1月13日

## 茨城県告示第22号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 一般国道 354号
- 2 供用開始の区間 新治郡霞ヶ浦町大字深谷字けの区2825番 1 から  
新治郡霞ヶ浦町大字深谷ふの区2934番17まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 1月15日

## 茨城県告示第23号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 2 項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年 1月11日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 常陸太田大子線
- 2 供用開始の区間 久慈郡水府村大字中染字滝平道上3506番 1 地先から  
久慈郡水府村大字天下野字明神平6774番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年 1月15日

## 茨城県告示第24号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、竜ヶ崎・牛久都市計画道路を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 都市計画の種類  
道路（3・3・43号 北大通り線）
- 2 都市計画を定める土地の区域
  - (1) 追加する部分  
牛久市 東獺穴町 字志の立、字下山及び字獺穴の各一部
  - (2) 削除する部分  
牛久市 東獺穴町 字獺穴の一部
- 3 縦覧場所  
茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項の規定において準用する同法第18条第 1 項の規定により、研究学園都市計画道路を変更したので、同法第21条第 2 項の規定において準用する同法第20条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 (3・3・32号 小山・大井線)

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 追加する部分

茎崎町 稲荷川 字稲荷下及び菅間下の各一部

高 崎 字根田山, 字地藏免, 字水草内, 字歩免, 字永久保, 字寺久保, 字竹ノ下山ノ入, 字山ノ入,  
字竹ノ下, 字後庵, 字西ノ前, 字尾坪, 字一ノ畑, 字見え添, 字木口地, 字木口地大縄場,  
字蒲綱及び字高見谷の各一部

高見原三丁目の一部

大 井 字権現堂, 字南田, 字平, 字辺田, 字屋敷尻及び字大井の各一部

牛久市 猪子町 字池ノ下の一部

## (2) 削除する部分

茎崎町 稲荷川 字稲荷下の一部

高 崎 字水草内, 字歩免, 字永久保及び字竹ノ下の各一部

大 井 字権現堂, 字平, 字辺田, 字屋敷尻及び字大井の各一部

牛久市 猪子町 字池ノ下の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第26号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により, 取手都市計画を変更したので, 同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により告示し, 同条第2項の規定により, 当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

## 1 都市計画の種類

道路 (3・4・51西口大柏線)

## 2 都市計画を定める土地の区域

## (1) 追加する部分

守谷町大字守谷字土塔, 字岩, 字清水の各一部

大字大柏字下ケ戸の一部

## (2) 削除する部分

守谷町大字守谷字清水の一部

大字大柏字下ケ戸の一部

## 3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

## 茨城県告示第27号

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第21条第2項の規定において準用する同法第18条第1項の規定により, 水戸・勝田都市計画風致地区を変更したので, 同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定により次



のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 都市計画の種類

風致地区 三反田美田多風致地区

大平柳沢風致地区

2 都市計画を定める土地の区域

(1) ひたちなか市

ア 追加する土地の区域

三反田美田多風致地区

ひたちなか市大字三反田字内手，字鹿島谷津，字坏，字内谷津，字諏訪，字鍛冶屋，字高井塙，字下高井，  
字上高井，字羽黒，字小山，字新平，字新平塙の各一部

美田多町の一部

大平柳沢風致地区

ひたちなか市大平 2 丁目の一部

大字金上 字遠原，字大平，字相对，字中島の各一部

大字三反田字新堀，字西ノ脇，字部田野崎，字峪，字不動谷津，字蛭塚，字池下，字天王前，  
字道下，字光西寺の各一部

柳沢の一部

柳が丘の一部

3 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

茨城県告示第28号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第 2 項の規定により富士久保土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定に基づき告示する。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

茨城県告示第29号

宅地建物取引業法（昭和27年法律第176号。以下「法」という。）第65条第 2 項の規定による処分をしたので、法第 70条第 1 項の規定により、次のとおり公告する。

平成13年 1 月11日

茨城県知事 橋 本 昌

1 処分年月日 平成12年12月28日

2 処分の内容 平成13年 1 月15日から平成13年 7 月14日まで 6 か月間の業務の全部の停止。

3 被処分者

商 号 ジャパンプランニングハウス株式会社

事務所の所在地 水戸市白梅 3 丁目 2 番25号

代表者の氏名 石 崎 哲 三

免 許 番 号 茨城県知事 ( 4 ) 第4011号

免 許 年 月 日 平成 9 年 9 月14日

茨城県告示第30号

共同施行申請人代表富永和男から平成12年10月23日付けで認可申請のあった根本河原地区土地改良事業については、土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第95条第 3 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により平成12年12月18日適当と決定した。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県水戸土地改良事務所長 木 澤 英 雄

1 縦覧に供する書類

根本河原地区土地改良事業共同施行規約の写し

根本河原地区土地改良事業計画書の写し

2 縦覧の期間

平成13年 1月15日から

平成13年 2月 9日まで

3 縦覧の場所

常北町役場

茨城県告示第31号

平成12年 8月21日付けで総和町長から協議のあった久能地区土地改良事業 ( 区画整理 ) 変更計画については、土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成12年12月21日同意した。

平成13年 1月11日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

茨城県告示第32号

平成12年 8月21日付けで総和町長から協議のあった久能地区土地改良事業 ( 農道整備 ) 変更計画については、土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第96条の 3 第 5 項において準用する同法第48条第 9 項において準用する同法第10条第 1 項の規定により、平成12年12月21日同意した。

平成13年 1月11日

茨城県境土地改良事務所長 小 嶋 宇 内

茨城県告示第33号

水府村長根本正人から平成12年11月24日付けで認可申請のあった中山間地域総合整備事業天下野地区上河原団地の換地計画については、土地改良法 ( 昭和24年法律第195号 ) 第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 1 項の規定により平成12年12月25日適当と決定したから、同法第96条の 4 において準用する同法第52条の 2 第 4 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1 月11日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 山 健

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成13年 1 月12日から  
平成13年 2 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所  
水府村役場

## 茨城県告示第34号

水府村長根本正人から平成12年11月24日付けで認可申請のあった中山間地域総合整備事業天下野地区平団地の換地計画については、土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の4において準用する同法第52条の2第1項の規定により平成12年12月25日適当と決定したから、同法第96条の4において準用する同法第52条の2第4項において準用する同法第8条第6項の規定により公告する。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成13年 1 月11日

茨城県常陸太田土地改良事務所長 高 山 健

- 1 縦覧に供する書類  
換地計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
平成13年 1 月12日から  
平成13年 2 月 8 日まで
- 3 縦覧の場所  
水府村役場

(選挙管理委員会)

## 茨城県選挙管理委員会告示第1号

平成13年第1回定例会を次のとおり招集する。

平成13年 1 月11日

茨城県選挙管理委員会臨時委員長 足 立 裕

- 1 日 時  
平成13年 1 月15日 (月)  
午前10時30分
- 2 場 所  
水戸市笠原町978番 6  
茨城県庁 9 階選挙管理委員室
- 3 議 題
  - (1) 委員長選挙について
  - (2) 委員長職務代理者の指定について

- (3) つくば市長選挙に関する審査申立ての受理について
- (4) 第 2 回定例会の日程について
- (5) 第 1 回定例県議会の出席委員について
- (6) 政治団体の設立届等の状況について
- (7) その他

~~~~~

---

公 告

---

茨城県公募公債償還の抽選

茨城県平成 3 年度第 1 回公募公債発行要項の規定により、茨城県公募公債の定時償還のため抽選を次のとおり実施する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 抽選日時  
平成13年 1月29日 午後 2 時00分
- 2 抽選場所  
水戸市南町 2 丁目 5 番 5 号  
株式会社常陽銀行本店
- 3 抽選方法  
せん札抽選
- 4 対象銘柄等

| 銘 柄                     | 償還期日        | 償還金額     |
|-------------------------|-------------|----------|
| 茨城県平成 3 年度<br>第 1 回公募公債 | 平成13年 3月25日 | 12,000万円 |

~~~~~

特定非営利活動法人の設立の認証申請に関する公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7 号）第10条第 1 項の規定に基づき、特定非営利活動法人の設立の認証申請について、次のとおり申請があったので、同条第 2 項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る同条第 1 項第 1 号、第 2 号イ、第 5 号、第10号及び第11号に掲げる書類は、平成13年 2月26日まで、茨城県生活環境部生活文化課県民運動推進室（水戸市三の丸 1 丁目 5 番38号 茨城県三の丸庁舎）において公衆の縦覧に供する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 申請のあった年月日  
平成12年12月25日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人 然（めぐる）

## 3 代表者の氏名

井 坂 昌 央

## 4 主たる事務所の所在地

茨城県土浦市並木 1 丁目 7 番17号

## 5 定款に記載された目的

この法人は、県内の高齢者や身体又は精神障害者、もしくはその家族に対して、生きがいづくりに関する援助や、多様なニーズに適した、木目細やかな介護サービスを提供することにより、豊かで充実した地域社会づくりに寄与することを目的とする。

## 家畜伝染病の発生及び転帰の報告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第 4 項の規定により家畜伝染病の発生及び転帰について次のとおり報告があったので、同条第 5 項により公示する。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜及び疑似患畜の区分	発生頭群数	発 生 場 所	発生年月日	転 帰
ヨーネ病	牛	患畜	2 頭	東茨城郡美野里町羽鳥	平成12年 12月14日	家畜伝染病 予防法第17 条の規定に より殺処分

## 地籍調査の成果認証

鹿島郡大洋村，猿島郡総和町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	鹿島郡大洋村，猿島郡総和町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	鹿島郡大洋村大字大蔵，上沢，阿玉，汲上，梶山の各一部 平成 7 年 4 月 1 日から 平成 8 年 3 月26日まで 猿島郡総和町大字高野の一部 平成11年 6 月 1 日から 平成12年 3 月31日まで
認 証 年 月 日	平成12年12月27日

## 地籍調査の成果認証

久慈郡大子町，ひたちなか市，日立市，取手市，岩井市，行方郡牛堀町の下記地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第 2 項の規定により認証した。

平成13年 1月11日

茨城県知事 橋 本 昌

調査を行った者の名称	久慈郡大子町，ひたちなか市，日立市，取手市，岩井市，行方郡牛堀町
成 果 の 名 称	地籍図及び地籍簿
調 査 を 行 っ た 地 域 及 び 期 間	久慈郡大子町大字小生瀬の一部 平成11年 5月 8日から 平成12年 3月 1日まで ひたちなか市大字津田の一部 平成12年 6月12日から 平成12年 9月20日まで 日立市中深荻町の一部 平成11年 5月11日から 平成12年 2月25日まで 取手市大字吉田，長兵衛新田の各一部 平成10年 7月 6日から 平成10年12月16日まで 岩井市大字長谷の一部 平成11年10月18日から 平成12年 2月18日まで 行方郡牛堀町大字茂木の一部 平成11年 8月20日から 平成12年 2月22日まで
認 証 年 月 日	平成13年 1月 4日

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3,060円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310 - 8555 茨城県水戸市笠原町 978 番 6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1111 (代)